

雲南市議会訓令第1号

雲南市議会ハラスメント対策委員会要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、雲南市議会ハラスメント根絶条例（令和7年雲南市条例第29号）第7条の規定に基づき、雲南市議会ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、議員のうちから議長が指名する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、条例第7条の規定により事実関係の調査及び確認を実施することとした日から議長にその結果を報告した日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の中から互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議は、非公開とする。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供又は出席を求めることができる。

(結果の報告)

第7条 委員長は、調査及び確認が終了したときは、速やかにその結果を議長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。